

特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の一部変更（案） 新旧対照表

（下線は変更部分）

改正案	現行
<p>第二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項</p> <p>（略）</p> <p>2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項</p> <p>（略）</p> <p>（4）調達の内り方 特定法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。このため、研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等を前提として、政府は、円滑な研究開発等の推進の阻害、仕様の公開に伴う最先端の機微な知見・技術情報の流出等が発生することがないよう<u>取り組む。</u> <u>その際、研究開発に直接関係する物品・役務の調達に限り、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式を導入することとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項</p> <p>（略）</p> <p>2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項</p> <p>（略）</p> <p>（4）調達の内り方 特定法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。このため、研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等を前提として、政府は、円滑な研究開発等の推進の阻害、仕様の公開に伴う最先端の機微な知見・技術情報の流出等が発生することがないよう<u>取り組むと</u> <u>ともに、関係者間で物品・役務の調達など、運用事項や制度的隘路の把握・認識共有を行うことや随意契約によることのできる限度額等の基準の内り方も含め検討し、研究開発等の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達ができるよう取り組む。</u></p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>第三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 研究者が研究開発等の実施に注力するための体制</p> <p>研究者、特に若手研究者の、研究上の定型作業、施設・設備の維持管理、各種申請、報告、評価、<u>調達</u>等の業務に係る負担を軽減し研究に専念することができる環境を確保することの重要性に鑑み、例えば、次に掲げる取組を通じ体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究支援者、リサーチアドミニストレーター、事務補佐員等の研究者を支えるための体制の見直し ○ 研究開発成果の普及・活用の一層の促進のための戦略的な知的財産の管理、効果的な活用のための専門人材の適切な配置 ○ <u>調達における発注作業等の研究者以外の事務職員への集中化</u> <p>(略)</p>	<p>第三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 研究者が研究開発等の実施に注力するための体制</p> <p>研究者、特に若手研究者の、研究上の定型作業、施設・設備の維持管理、各種申請、報告、評価等の業務に係る負担を軽減し研究に専念することができる環境を確保することの重要性に鑑み、例えば、次に掲げる取組を通じ体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究支援者、リサーチアドミニストレーター、事務補佐員等の研究者を支えるための体制の見直し ○ 研究開発成果の普及・活用の一層の促進のための戦略的な知的財産の管理、効果的な活用のための専門人材の適切な配置 <p>(略)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="125 212 884 244">3. 適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実</p> <p data-bbox="125 309 1124 922">研究開発に係る不正（研究開発活動における不正行為、研究開発費の不正受給・使用）は、研究開発活動に対する信認を失墜させ、科学技術の健全な発展を阻害するものである。総合科学技術・イノベーション会議において、平成26年9月に決定した「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」の中で改めて研究不正に取り組むための基本的な考え方・視点を示し、関係大臣に対して意見具申を実施していることも踏まえた上で、特定法人は、国民の負託を受けて信頼ある研究開発を実施していくために、国、科学コミュニティの指針、各特定法人の使命、業務内容等を踏まえ、各々適切な法令遵守・リスク管理体制を適切に構築し、その実施状況について適切な方法により社会に発信する。<u>特に、第二2（4）で導入することとした新たな随意契約方式の運用を開始する際には、研究開発費の不正使用防止のために、調達における発注作業等を研究者以外の事務職員に集中化することなどについて取り組む。</u></p> <p data-bbox="141 986 197 1018">（略）</p>	<p data-bbox="1153 212 1912 244">3. 適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実</p> <p data-bbox="1153 309 2152 778">研究開発に係る不正（研究開発活動における不正行為、研究開発費の不正受給・使用）は、研究開発活動に対する信認を失墜させ、科学技術の健全な発展を阻害するものである。総合科学技術・イノベーション会議において、平成26年9月に決定した「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」の中で改めて研究不正に取り組むための基本的な考え方・視点を示し、関係大臣に対して意見具申を実施していることも踏まえた上で、特定法人は、国民の負託を受けて信頼ある研究開発を実施していくために、国、科学コミュニティの指針、各特定法人の使命、業務内容等を踏まえ、各々適切な法令遵守・リスク管理体制を適切に構築し、その実施状況について適切な方法により社会に発信する。</p> <p data-bbox="1169 986 1225 1018">（略）</p>